

所載天正五年極月十八日附北條安藝守高廣宛  
 所上杉謙信の消息に『此度七尾納手裏候時、  
 畠山義隆御臺・息一人有之候ツル。是者京之  
 三條殿之息女ニ候間、年頃も可然候歟与思、  
 息をハ身之養子ニ置、老母(義隆御臺)をハ丹  
 後守(北條高廣嫡景廣)ニ可爲申合、爰元召召  
 連、則丹後守預置候。』とあつて、長家譜に  
 も式部の母を三條家の出とするが故に、その  
 子息たる所謂義春は、七尾で疫疾に罹り歿し  
 たのではなく、謙信の爲に越後に伴はれたの  
 であらうと思はれるふしがある。

ハタケヤマヨシハル 畠山義春 ↓ジヨウ  
 ジヨウマサシゲ 上條政繁。

ハタケヤマヨシフサ 畠山義總 通稱次郎。  
 左衛門佐を経て修理大夫に任ぜられた。父は  
 保寧寺徳宗で、義元の後を繼ぎ能登の守護と  
 なつた。義元と徳宗との關係は明らかでない。  
 義總は天文十四年七月十二日五十五歳を以て  
 卒し、興臨院傳翁徳胤と諡せられ、別に養花  
 公の軒號がある。長家譜に據れば、畠山氏  
 の系圖に義總がなくて宗義があるが、文書  
 の上からは宗義の名を發見し得ぬ。若しその人  
 があつたとすれば、恐らくは義總の初名であ  
 らう。又能登畠山歴代傳説開書に、『畠山統武  
 は興臨院殿と號す。京都大徳寺々中興臨院は  
 則統武の開基の寺と承。』とあるから、義總も  
 義總の一名である。永光寺文書明應八年十二  
 月廿一日附のものにも義總の名が記されてあ  
 る。義總和歌を好み、その詠を三條西卿の一  
 覽に供せられたことに就いては、永正十四年  
 卯月五日筑後守宛所の義總の消息に見える。

ハタケヤマヨシムネ 畠山慶致 ↓ハタケ  
 ヤマヨシモト 畠山義元。

ハタケヤマヨシモト 畠山義元 義總の子。  
 左馬助から左衛門佐を経て修理大夫に任ぜら  
 れた。義元足利義種を助けて京師恢復の策を  
 講じたから、永正五年六月義種の將軍職に復  
 した後大に信任せられた。十二年九月卒、法  
 號は興徳寺久峰徳昌。義元は初名を慶致とい  
 うたらしい。景徐周麟の翰林胡蘆文集所載大  
 寧寺殿七周忌法語に『鹿島郡八田郷府中居住  
 大功德主左衛門慶致。文龜三年龍集癸亥秋八  
 月二十日。伏値先考大寧寺殿前左金吾大彦  
 孫公大禪定門七回忌之辰。就瑞應山大寧禪  
 寺。莊嚴於追福道場云々。』とあつて、大寧  
 寺は義統であり、文龜中畠山氏の主であつた  
 ものは、義元の外に求め得ぬからである。又  
 長家譜に従へば、畠山氏歴代中に義元を見  
 ずして義氏がある。故に若し眞に義氏があつ  
 たとすれば、それも亦義元の初名であらうと  
 思はれる。

ハタケヲ 畠尾 石川郡湯涌郷に屬する部  
 落。

ハタケンペイ 旗源平 藩政時代から行は  
 れた兒童の遊戲。源平二組に分かれて、賽の  
 目により小旗・中旗・大旗から纏までを順次に  
 建て、輪贏を争ふもの。源氏組は赤く笹龍膽  
 を畫いた白旗、平家組は揚羽蝶を白く抜いだ  
 赤旗を用ひる。

ハタサンエモン 羽田三右衛門 前田利常  
 に仕へて千石を受け、足輕頭に任じ、大坂再  
 役に侍町で首一つを得、寛永三年歿した。子  
 孫世々藩に仕へる。

ハタシザカ 徒跣坂 江沼郡にある。菱懸  
 紀聞に、昔の那谷道は分校から榮谷に出で那  
 谷に向かうたので、榮谷と分校との領境なる

山道にはだしが坂といふのがあつた。今の那  
 谷道にもはだしが坂はあるが、これは古への  
 所でないとして記してある。

ハタシミツ 畑清水 江沼郡上福田に在る。  
 江沼志稿に、上福田村領の山脚から出るもの  
 で、水味甘輕茶を煮るに適し、下流田圃數百  
 頃に灌溉するたとある。

ハタジメイ 羽田自明 河北郡高松の俳人。  
 通稱米屋平太郎、後助左衛門。白羽堂三夜亭  
 と號し、蒼虬に學んだ。文政九年十一月十二  
 日歿、享年四十三。

ハタチ 奏致 金澤の人、通稱和泉屋兵右  
 衛門、字は叔翁、號は蘭洲。父死し、兄業を  
 失ひ、己は喪心の妹と共に居り、精を盡くし  
 て監護すること慈母の如く、終生獨身を以て  
 裝潢を業とした。致好んで李北海を宗として  
 字を習ひ、又詩を作り歌を詠じたが多く稿を  
 留めない。明治三年八月十一日五十三歳を以  
 て歿。

ハタナホシンカイ 畑直新開 藩政時代  
 に、現に畑である地を開墾して田とするをい  
 ひ、居村の者でも他村の者でも、出願すれば  
 調査の上許可せられ、地元者が畑地として  
 存続するの利益を説いても決して採用せられ  
 なかつた。これ米穀の生産を第一に重んぜら  
 れたからである。畑直新開の許可せられた時  
 は、他郡の御扶持人十村二人を折役として畑  
 の折を定め、開發の終つた時は畑の折の割合  
 に應じて田の一部を前高主に返還せしめた。  
 之を返歩といふ。例へば三つ折の畑であれば、  
 新開田の三分の一を返還し、殘餘は畑直を行  
 うた者の所得とするのである。畑直新開は、  
 その成つた當年からその村の定免を以て納租

することを要した。

ハタノヒ 畑の火 江沼郡上福田領附近か  
 ら出る陰火をいうた。菱懸紀聞に、此の領内  
 から出る火玉を畑の火といひ、以前は夜毎に  
 顯れ、大聖寺の城下へも度々來たのことを  
 記し、聖城妖怪奇談には、小原長久が鳥打坂  
 に行つた時、曉方に畑の野で、屢この怪火を  
 見たとある。

ハタブギヨウ 旗奉行 御旗奉行は慶長十  
 九年大坂冬の役の頃、大塚壹岐・岩田内藏助・  
 富永勘解由左衛門・井上勘左衛門・大平左馬  
 允・小幡因頼助の兼職としたことが見える。  
 寛永八年西村右馬助・成田半右衛門が命ぜら  
 れたが、その後中絶し、萬治二年六月には萬  
 卷藏人・山本久左衛門が之を兼ね、寛文元年  
 に至つて山森吉兵衛、二年篠原織部が兼帯し  
 た。以後廢職となつたものか、任命せられた  
 者がない。

ハタフシヨウ 幡生庄 能美郡に在る。加  
 賀立國以前からの庄名で、東大寺に天平神護  
 二三年越前國守鴨野栗川子見溝江幡生庄等  
 庄解郡解一卷があつて、その東大寺領であつ  
 たことは、東大寺要録の長徳四年注文定諸國  
 諸庄田地にも、幡生庄田二百五十町と見える。  
 又この庄の位置に就いては、東大寺文書大治  
 五年三月の日録帳に『江沼郡幡生村四至。東  
 比樂河。南岡。西床滑山道並神刀良家。北十  
 五條与十六條堺畔地。五十町五段六十四歩。  
 天平寶字三年十二月三日。』とあるから、その  
 頃の比樂河の西畔に之を求めねばならぬ。幡  
 生の訓に就いては、延喜式貞享本等に波太左  
 加、明曆本に波太左也とするが、森田平次は  
 ハタフであらうとしてゐる。